

環技審第19号
令和4年3月25日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会
会長 平野勝也



(仮称) C S 宮城加美町太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書について（答申）

令和4年2月3日付け環対第5098号で諮問のありましたこのことについては、別紙のとおりです。



(仮称) C S 宮城加美町太陽光発電事業 環境影響評価方法書に係る答申

1 全般的な事項

- (1) 計画段階環境配慮手続きにおける事業実施想定区域設定の趣旨を踏まえた上で、対象事業実施区域（以下「事業区域」という）内及びその周辺における自然環境及び生活環境への影響を十分に調査、予測及び評価し、以降の手続きにおいて事業区域の適切な絞り込みを行うこと。
- (2) 事業区域周辺には、地域の景観的シンボル且つ学術上重要な地形である薬萊山が存在すること、また、事業区域周辺は県立自然公園や鳥獣保護区等に指定されていることから、自然環境に与える影響が大きいと考えられるので、その点に留意した上で調査を実施すること。加えて、事業区域内には崩壊土砂流出危険地区等が存在する。これらのことから、後述する個別的事項を踏まえ、事業実施による周辺の自然環境や生活環境への影響を適切に調査、予測及び評価したうえで、太陽電池発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「太陽電池発電設備等」という。）の位置・規模又は配置・構造（以下「配置等」という。）について、影響を回避又は十分に低減するよう検討すること。
- (3) 環境影響の調査を行うに当たっては、必要に応じて、選定した項目及び手法を見直すなど適切に対応するとともに、環境影響の予測については、可能な限り定量的な手法を用いること。
- (4) 本事業との累積的な環境影響が懸念される他事業については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、太陽電池発電設備等の配置等を検討すること。
- (5) 事業区域周辺の住民、立地する加美町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら、事業を進めること。

2 個別的事項

- (1) 騒音
- イ 工事用資材の搬出入に伴う騒音については、事業区域及びその周辺の地形条件（上り勾配等）を考慮した上で、影響が最大となる地点を調査地点として設定し、調査、予測及び評価すること。
- ロ 建設機械の稼働による騒音については、等価騒音レベルだけではなく、5%時間率騒音レベルも算出し、適切に予測及び評価すること。

(2) 地形及び地質

- イ 事業区域に隣接して、日本の典型地形である火山岩頸「薬萊山」が存在する。この地形は、環境アセスメントに資する等の目的で国土地理院が調査・選定した学術上重要な地形であることから、事業実施による影響を調査、予測及び評価した上で、特に事業区域東側の草地において、太陽電池発電設備等の配置計画の変更等の環境保全措置を講ずること。
- ロ 事業実施に当たっては、土砂災害を誘発する可能性を十分認識した上で、砂防指定地の上流域及び崩壊土砂流出危険地区について、やむを得ず土地の改変を行う場合は、安全側での評価となるよう、広範囲の地盤の安定解析等、十分な調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 動物

- イ 事業区域内の草地及び低木林には、稀少種が存在する可能性があるため、低木林内において重点的に踏査ルートを設定する等、事業実施による影響を適切に調査、予測及び評価すること。
- ロ 鳥類のラインセンサス法調査に供する踏査ルートにおいて、併せてテリトリーマッピング法調査を行い、影響を適切に予測及び評価すること。
また、同一路線において事後調査を行うこととし、調査計画を以降の図書に記載すること。
- ハ 地表性の動物について、工事用車両の通行による轢死や、取付道路等の新設等の土地の改変及びフェンスの設置による行動圏に対する影響について、事業区域周辺の水田も含めて調査範囲を拡大し、調査、予測及び評価すること。また、調査結果を踏まえ、フェンスの形状の選定等の環境保全措置を講じ、事後調査を行うこと。その結果を踏まえ、追加の環境保全措置の実施を検討すること。

(4) 植物

- イ 事業区域及びその周辺の草原には、希少種が存在する可能性があるため、事業実施による当該区域への影響について適切に調査、予測及び評価すること。
- ロ 造成区域内は、植物に対する影響が特に大きいと考えられるため、重点的に踏査ルートを設定すること。
- ハ 事業区域内及びその周辺には、自然度の高い群落（ヤナギ高木林）が分布しているため、現地調査により、その区域を明らかにした上で、植物への影響を適切に予測及び評価すること。

(5) 生態系

造成に伴い設けられる調整池に新たな動植物が生息、生育する可能性を踏まえ、調整池の配置及び構造を検討した上で、生態系への影響について調査し、事後調査の必要性も含めて予測及び評価すること。

(6) 景観

イ 事業区域に隣接する薬萊山は、地域を代表する自然景観資源であることから、調査地点の設定にあたっては、主要な眺望点だけでなく、可視領域範囲において影響が大きいと思われる地点を複数追加した上で、薬萊山の麓における太陽光パネル設置の有無による可視領域範囲の変化について確認すること。その上で、視点場からの景観に対する影響を適切に調査、予測及び評価し、調査結果を踏まえた、緩衝緑地の設置や施設の配置計画の変更等の環境保全措置を講ずること。

ロ 事業区域に隣接する薬萊山山頂は、眺望点として高い潜在的価値を持つことから、事業の実施による影響について、関係者等から将来的な眺望の変化を含めた情報収集に努めた上で、フォトモンタージュを作成し、予測及び評価すること。

(7) 人と自然との触れあいの活動の場

イ 事業区域及びその周辺における、ジャパンエコトラックやくらい周遊ルート等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する工事用資材等の搬出入による騒音の影響について、適切に調査、予測及び評価すること。評価に当たっては、単に環境基準に基づく評価ではなく、求められる環境に合った静穏性が満たされるかの観点で行うこと。

ロ 事業区域内にジャパンエコトラックやくらい周遊ルートが存在することから、フェンスや太陽光パネル設置等による当該区域内からの囲繞景観への影響について、ルートの利用状況も踏まえた適切な調査手法を再検討し、回避、低減策を講じること。

(8) 温室効果ガス

温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの視点に基づき、造成時の森林伐採、原料の調達、製造、輸送を含む工事の実施及び施設の稼働並びに発電事業終了時の施設撤去及び廃棄までの過程を含めた積算とするなど適切に予測すること。その上で、他の発電手法と比較して事業実施による削減量を算出し、評価すること。

(9) 放射線の量

事業実施に伴う調整池の底質、産業廃棄物及び残土等からの放射性物質の流出により形成されるホットスポットを要因とした、水環境及び土壤等への影響を調査、予測及び評価し、必要に応じて拡散防止措置等を検討すること。